

1 日時

2022年5月24日(火) 10:00~10:45

2 場所

第2セントレアビル 4階 R1会議室

3 出席者

中部国際空港(株)代表取締役副社長 櫻井 俊樹

愛知県都市・交通局長 森 哲也 (代理) 建設局建設政策推進監 金田 学

岐阜県都市公園整備局長 舟久保 敏 (代理) 都市公園整備局 副局長 水野 昭人

※オンライン参加

三重県地域連携部長 後田 和也 (代理) 交通政策課 班長 伊藤 寧洋

名古屋市総務局企画調整監 武田 淳 (代理) 総合調整部空港対策室 室長 渡邊 猛

常滑市副市長 山田 朝夫

名古屋商工会議所専務理事 内田 吉彦 ※オンライン参加

(一社)中部経済連合会専務理事 小川 正樹 (代理) タスクフォース 部長 牛田 芳克

4 開会

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、「中部国際空港P I 推進協議会設立会議」を開催いたします。私は、事務局を務めます、中部国際空港株式会社の筒井でございます。P I 推進協議会が立ち上がるまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

一点お断りを申し上げます。本日の会議ですが、「第1回中部国際空港P I 推進協議会」とご案内させて頂きましたが、先ほど申し上げましたように、設立前でございますので、「中部国際空港P I 推進協議会設立会議」ということで開催させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは会議に先立ちまして、この協議会を提案させていただきました中部国際空港株式会社 代表取締役副社長の櫻井より、ご挨拶を申し上げます。

(中部国際空港株式会社)

中部国際空港の櫻井でございます。オンラインで参加されている方もございますので、申し訳ございません、着座のままご挨拶をさせていただきます。

本日はお忙しい中、「中部国際空港P I 推進協議会設立会議」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、中部国際空港の運営につきまして、ご理解、ご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、皆様ご案内のとおり、2021年12月、中部国際空港将来構想推進調整会議におきまして「中部国際空港の将来構想」が取りまとめられ、公表されております。この構想におきましては、現空港用地内の誘導路を転用して新たな滑走路を整備し、2027年度を目途に供用開始することとされております。当社としましては、今後、事業化に向けて、環境影響評価やパブリック・インボルブメントなどの手続きを進めていくこととしております。

この内、パブリック・インボルブメントにつきましては、空港整備主体が関係自治体等と連携して、住民や空港利用者等に幅広く情報を公開し、意見を収集することで、空港整備事業の透明性を向上させるとともに、住民等の理解を促進することで、円滑な合意形成に資することを目指すものであります。本日、ご出席の皆様の方々に参加いただき、本協議会を設置したいと考えております。

協議会では、パブリック・インボルブメントの進め方につきまして、丁寧なご審議をいただくとともに、その審議の過程は公開することとしております。皆様方のご理解、ご協力を得ながら、適切にパブリック・インボルブメントを実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、本日、ご出席の皆様をお手元の名簿順でご紹介させていただきます。

初めに、愛知県都市・交通局長 森 哲也様の代理でご出席をいただいております建設局建設政策推進監 金田 学様でございます。

次に、岐阜県都市公園整備局長 舟久保 敏様の代理でご出席の都市公園整備局副局長 水野 昭人様でございます。本日は、オンラインにてご参加いただいております。

次に、三重県地域連携部長 後田 和也様の代理でご出席をいただいております地域連携部交通政策課班長 伊藤 寧洋様でございます。

次に、名古屋市総務局企画調整監 武田 淳様の代理でご出席をいただいております総務局総合調整部空港対策室長 渡邊 猛様でございます。

次に、常滑市副市長 山田 朝夫様でございます。

次に、一般社団法人 中部経済連合会 専務理事 小川 正樹様の代理でご出席をいただいておりますタスクフォース 部長 牛田 芳克様でございます。

次に、名古屋商工会議所 専務理事 内田 吉彦様でございます。本日は、オンラインにてご参加いただいております。ご紹介が漏れまして申し訳ありません。

以上でございます。

次に、本日配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。

一番上に次第がございます。次第の下段に本日の資料を記載させていただきました。資料は、この次第、出席者名簿、配席図、資料1～5、参考資料として「一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方(案)」でございます。ご確認いただき、不足がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

報道機関の方の撮影は、ここまでとなりますのでよろしくお願いいたします。

5 議事

(1) 中部国際空港P I 推進協議会の設置について

(事務局)

それでは、議事に入ります。最初は、議事(1)中部国際空港P I 推進協議会の設置についてでございます。

はじめに、P Iの概要について、ご説明させていただきます。参考資料「一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方(案)」をご覧ください。

8ページをご覧ください。一般空港の整備計画に関するP Iガイドライン(案)でございます。このガイドラインでは、1に対象事業として、一般空港における滑走路新設事業及び滑走路延長事業を対象としております。当空港は一般空港ではございませんが、住民等の合意形成をより広く図る必要が

ありますので、本ガイドラインを参考として、丁寧にP Iを行ってまいりたいと考えております。

2の適用段階ですが、滑走路新設事業については、幅広い選択肢から滑走路の概ねの位置、方位等の基本的な諸元に関する一の候補地を選定する「構想段階」と、候補地が選定された上で具体的な施設の配置等の計画案を決定するための「施設計画段階」のそれぞれの段階で本ガイドラインを適用し、P Iを行うこととされております。

3のパブリック・インボルブメントの目標ですが、P I対象者が計画案の内容を知り、理解する段階、また、論点が整理される段階を経て、意見がある程度集約され、空港整備主体が計画案の確定について、適切に判断できる状態に達することを目標とされております。

4の関係主体は、①空港整備主体、②関係地方公共団体、おめくりいただき9ページをお願いします。③P I対象者、④アドバイザー・チーム、⑤協議会の5つとされております。本事業では、①の整備主体は空港会社でございます。経済界の皆様には、②の関係地方公共団体という位置付けでご参加いただいております。④のアドバイザー・チームについては、P I全般について助言・評価いただく機関として「P I評価委員会」を設置することとしております。⑤の協議会は、本協議会のことを指しております。

5の実施手続きでは、空港整備主体及び関係地方公共団体、経済界の皆様と連携して対象事業や地域の特性等を勘案しつつ、P Iを実施することとされております。

P Iの実施に当たっては、P Iの進め方・計画案の公表、意見の把握と集約、P Iの目標達成の判断、アドバイザー・チーム、今回はP I評価委員会でございますが助言、計画案の確定・公表を定めるとされております。

6の手続きに要する期間は、P I対象者の意見の把握及び集約に十分な時間を確保することが重要であり、適切な期間の目標を定め、これを公表して、できる限り効率的な意見の把握と集約に努めるとされております。

おめくりいただきまして、11ページをご覧ください。

7の本ガイドライン（案）の運用についてです。②をご覧ください。空港整備は、他の公共事業に比べ、個所数が少ない一方、個別性が比較的大きいため、本ガイドライン（案）の適用については、画一的に行うのではなく、個別案件ごとの特性を考慮して柔軟に行うことが必要とされております。

また、地域の実情に応じて、調査段階から幅広い合意形成を図ることが必要と考えられる場合には、本ガイドライン（案）に準じた手続きを踏むことが適当ともあります。

以上がガイドラインの説明となります。本事業については、こうした考え方に沿って、P Iを実施していくこととなります。

次に、資料1「P Iの実施体制（案）」をご覧ください。

今回のP Iに関しましては、昨年12月に公表されました「中部国際空港の将来構想」の内、2027年度の供用開始を目指す、第一段階の空港用地内の誘導路を転用した新たな滑走路整備が対象となります。P Iの実施にあたっては、地元自治体、経済団体、空港会社で構成する「中部国際空港P I推進協議会」を設置し、進めてまいります。また、P Iの透明性や公平性、公正性を確保するため、有識者等で構成する中部国際空港P I評価委員会を新たに設置し、助言・評価を得ながら進めていきたいと考えております。

資料2「P Iのスケジュール（イメージ）」をご覧ください。今後のスケジュールのイメージですが、本日の協議会において、P Iの実施の方向性について議論いただき、P I評価委員会に助言いただきたいと考えております。次の協議会では、P I評価委員会の結果を踏まえ、P I実施計画書を決定すると

ともに、住民・関係者の皆様へ提供するP I レポートの内容や、P I 活動について検討を行い、その内容についてもP I 評価委員会に助言いただいた上で、決定したいと考えております。そうした上で、P I 活動を実施し、その結果を協議会において確認をいただき、P I 実施結果としてP I 評価委員会で評価をいただきたいと考えております。そして、最終の協議会において、P I の目標を達成したことを確認いただき、P I の終了に至るといった流れとなります。

以上が、大まかな流れとなります。

今回のパブリック・インボルブメントの実施にあたり、他の空港の事例ではありますが、総合的な調査の中でP I の手続きを行い、構想段階と施設計画段階をあわせて実施している事例もございましたので、構想・施設計画段階をあわせてP I を実施することを想定しておりましたが、国土交通省航空局から、P I のガイドラインに準拠して進めるべきではとのご意見もあり、現在、P I の実施方法について調整を行っているところです。この点については、今後、構成員の皆様やP I 評価委員会のご意見もお聞きしながら、調整してまいりたいと考えております。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

<意見、質問なし>

それでは、「P I 推進協議会設置要綱」について、ご説明申し上げます。

資料3、「中部国際空港P I 推進協議会設置要綱（案）」をご覧ください。

要綱案を通して、読ませていただきます。

中部国際空港P I 推進協議会設置要綱（案）

第1条（名称） 本会は、中部国際空港P I 推進協議会と称する。

第2条（目的） 協議会は、中部国際空港の滑走路増設について、中部国際空港株式会社と関係地方公共団体及び経済団体が連携したパブリック・インボルブメントの円滑かつ効率的な実施に資することを目的とする。

第3条（検討・調整事項） 協議会は、中部国際空港の滑走路増設について、次の事項の検討及び調整を行う。

- (1) P I 実施計画に関すること
- (2) P I レポートに関すること
- (3) P I 実施期間中のP I 活動に関すること
- (4) P I 実施結果に関すること
- (5) その他、P I の実施に必要と認められること

第4条（構成及び運営） 協議会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- (1) 中部国際空港株式会社代表取締役副社長
- (2) 愛知県都市・交通局長
- (3) 岐阜県都市公園整備局長
- (4) 三重県地域連携部長
- (5) 名古屋市総務局企画調整監
- (6) 常滑市副市長
- (7) 名古屋商工会議所専務理事
- (8) 一般社団法人中部経済連合会専務理事

2 協議会には会長を置き、中部国際空港株式会社代表取締役副社長の職にある者を充てる。

3 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

4 協議会には、必要に応じて構成員以外の者の参加を求めることができる。

第5条（公開） 協議会は公開とすることが適切ではない情報を除き、原則として公開とする。

第6条（事務局） 協議会の事務局は、中部国際空港株式会社地域共生部及び施設企画部とする。

第7条（その他） この要綱に定めのない事項は、協議会が定める。

附則でございますが、この要綱は、ご審議いただいた後、令和4年5月24日、本日から施行いたします。

以上のおり要綱を定め、P I 推進協議会を設置したいと考えております。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

<意見、質問なし>

それでは、協議会設置につきまして、原案どおり、要綱を定め、中部国際空港P I 推進協議会を設置することを決定してもよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。

ただいまのご承認をもちまして、協議会が正式に立ち上がりましたので、よろしくをお願いいたします。

なお、当協議会設置要綱第4条第2項の規定により、中部国際空港株式会社の櫻井副社長が当協議会の会長となりました。ここからの進行は、櫻井会長にお願いします。

（2）中部国際空港P I 推進協議会の設置について

（櫻井会長）

会長を務めさせていただきます櫻井でございます。円滑に議事が進行いたしますよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めます。議事（2）中部国際空港P I 評価委員会の設置について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、議事（2）P I 評価委員会の設置について、ご説明申し上げます。資料4、「中部国際空港P I 評価委員会設置要綱（案）」をご覧ください。

先ほどご説明いたしましたとおり、協議会が実施するP I について助言・評価をいただくため、P I 評価委員会を設置したいと考えております。

設置要綱（案）を通して読ませさせていただきます。

中部国際空港P I 評価委員会設置要綱（案）

第1条（名称） 本会は、中部国際空港P I 評価委員会と称する。

第2条（目的） 委員会は、中部国際空港P I 推進協議会が行うパブリック・インボルブメントについて、プロセスや結果に関する助言及び評価を行うことにより、P I の透明性や公平性、公正性を確保することを目的とする。

第3条（所掌事務） 委員会は、中部国際空港滑走路増設に関するP I について、次の事項の助言及び評価を行う。

（1）P I 実施計画に関すること

（2）P I レポートに関すること

- (3) P I 実施期間中の P I 活動に関すること
- (4) P I 実施結果に関すること
- (5) その他、委員会が必要と認めること

第4条（構成） 委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の変更に際しては、委員会の承認を必要とする。

第5条（中立性） 委員は、委員会の目的に照らし、特定の団体、利害関係者等の利害を代表してはならない。

第6条（任期） 委員の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。

第7条（委員長） 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

第8条（委員会の運営） 委員会は、委員長が招集し運営する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会は、協議会に対して委員会の会議への出席及び委員会の運営に必要な資料の提出を求めることができる。

第9条（守秘義務） 委員は、個人を識別させる情報、個人の権利利害を害する恐れのある情報及び公開することが適切でない情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員の職を退いた後も同様とする。

第10条（公開） 委員会については、公開することが適切でない情報を除き、原則として公開とする。

第11条（庶務） 委員会の庶務は、中部国際空港株式会社が行う。

第12条（その他） この要綱に定めのない事項は、委員会が定める。

附則として、この要綱は、ご審議いただいた後、令和4年5月24日から施行いたします。

なお、委員に関しましては、他空港の選定事例を参考として、交通計画、行政手続きに関する法制度、環境に関する専門性、マスコミュニケーションに関する専門性といった点を考慮し、候補者を選定いたしております。

別紙は、委員候補者の皆様を記載したものでございます。現在の役職及びお名前をご紹介しますことができます。

中日新聞論説委員でいらっしゃいます飯尾 歩様

名城大学教授でいらっしゃいます岡田 恭明様

慶応義塾大学教授でいらっしゃいます加藤 一誠様

弁護士でいらっしゃいます久志本 修一様

名古屋大学教授でいらっしゃいます森川 高行様

以上の5名の方でございます。

説明は以上でございます。

（櫻井会長）

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

<意見、質問なし>

よろしいでしょうか。それでは、評価委員会設置要綱につきまして、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございました。

(3) P I 実施の方向性について

(櫻井会長)

続きまして、議事(3) P I 実施の方向性について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議事(3) P I 実施の方向性について、ご説明申し上げます。

資料5では、皆様にご理解をいただくため、中部国際空港 P I 実施計画書(案)のイメージを示しておりますので、ご覧ください。

表紙をめくっていただき、「はじめに」でございます。

先ほどご説明したとおり、今回の P I の対象事業は、現空港用地内の誘導路を転用した滑走路の整備となります。また、本計画案は、中部国際空港 P I 推進協議会が実施する P I の進め方などについて定めるとともに、住民・関係者など多くの皆様がこの P I に参加いただき、合意形成を図ることを目的とするものであります。

次に、目次でございます。この実施計画書は、大きく三つの項目で構成しております。一つ目が、パブリック・インボルブメントについて、二つ目が、P I の実施体制、三つ目が、P I の実施計画となっております。

それでは、1ページをご覧ください。パブリック・インボルブメントについて記載しております。国土交通省航空局が、一般空港の P I のガイドライン(案)を平成15年に公表しており、中部国際空港の滑走路増設についてもこのガイドラインを踏まえ、P I を実施することとしております。

続きまして、2ページをご覧ください。P I の実施体制でございます。こちらは、先ほどの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

3ページをご覧ください。P I の実施計画でございます。(1) P I の基本方針を記載しております。罫線囲みの中に、四つの方針を掲げております。

方針1では、わかりやすい情報提供に努めること

方針2では、適切な P I 手法の選定、期間の設定をすること、また、事前に十分な周知・広報に努めること

方針3では、住民・関係者等の皆様から収集したご意見と、それに対する考え方を公表すること

方針4では、透明性を確保し、公平・公正な P I を実施すること

としております。

4ページをご覧ください。(2) P I の実施手順を記載しております。この手順は、航空局の「一般空港の P I のガイドライン(案)」により P I を実施した他空港の事例を参考に設定しております。

5ページをご覧ください。(3) P I において提供する情報を記載しております。滑走路増設の内容について、P I レポートとしてまとめ、住民や関係者の皆様へ提供いたします。現時点で想定しております主な情報内容は、「滑走路の必要性」、「増設滑走路の位置」、「増設滑走路の施設計画」などです。

滑走路増設の必要性につきましては、「完全24時間運用の実現」、「現滑走路の大規模補修への対応」、「不測の事態による滑走路閉鎖リスクの回避」など、現在空港が抱える課題について記載することを想

定しております。

増設滑走路の位置については、複数案を設定した上で、比較検討することを想定しております。

増設滑走路の施設計画については、「施設の規模」、「各施設の配置計画の内容」、「周辺環境への影響の見通し」、「事業工程・概算事業費」、「整備効果」などについて記載することを想定しております。

(4) P Iの対象とする住民・関係者等を記載しております。

下の表に示しておりますとおり、

- ① 周辺地域住民といたしまして、常滑市の個人、団体等の皆様
 - ② 空港利用者といたしまして、主に愛知県、岐阜県、三重県内の個人、団体等の皆様
 - ③ 空港関係事業者といたしまして、航空会社や貨物事業者等の皆様、
 - ④ その他といたしまして、当空港に関心を有する個人、団体等の皆様
- を対象として考えております。

6ページをご覧ください。(5) P Iに係る周知・広報、情報提供及び意見収集の方法を記載しております。周知・広報については、専用のホームページを開設し、情報提供を行うとともに、構成団体の皆様のご協力をいただきながら、SNS、行政の広報番組や広報誌などにおいて周知を行いたいと考えております。また、ポスター、チラシの役割を兼ねたP Iレポートの概要版を作成し、空港や公共施設などで掲示・配架したり、経済団体の方々等にもご協力をいただき、メール配信ができればと考えております。

続いて、7ページ、情報提供の手段です。専用ホームページにP Iレポートを掲載するとともに、P Iレポートの概要版を作成し、公共施設等への配架や、説明会やイベント等において配布したいと考えております。また、パネル展示を当空港始め、自治体の公共施設などで行ったり、また、説明会を開催することも想定しております。今後、自治体の皆様を中心に、ご相談させていただきたいと思っております。意見収集については、P I対象の皆様の御意見をホームページでの意見投稿やはがきによる投函、説明会での御発言等によって収集することを想定しております。

8ページをご覧ください。(6) 収集したご意見の取り扱いでございます。収集したご意見につきましては、個人情報保護法を遵守するとともに、ご意見に対する考え方とあわせて公表することとしております。

最後に、(7) P Iの目標達成の判断及びP Iの終了を記載しております。P Iの目標は、滑走路増設について、住民・関係者等の皆様と情報を共有し、ご理解いただくことであり、目標達成の判断は、4つの視点により、P I評価委員会による評価を頂いた上で判断したいと考えております。

視点の一点目は、「P Iが適切に実施されたか」です。周知・広報、情報提供、意見収集が、P I実施計画書に基づき適切に実施されたかを評価します。

二点目は、「提供した情報が周知されたか」です。P Iレポートの配布部数、ホームページへのアクセス件数、意見提出された者の数などから、提供した情報が周知されたかを評価し、また、意見提出者の属性により、広く情報が周知されたかどうかを評価します。

三点目は、「提供した情報が理解されたか」です。意見収集とあわせて、アンケート形式により、P Iレポートの内容に関する理解度を確認することで、評価します。

四点目は、「収集した意見への考え方が示されているか」です。収集した意見を分類・集約し、意見に対する考え方が示されているかを評価します。

実施計画書の説明は以上となりますが、この計画書は、後日開催いたしますP I評価委員会に諮った上で、次回の協議会で検討をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

(櫻井会長)

ありがとうございました。今、事務局から説明があったように、実施計画は、正式には第2回の協議会で決定させていただくということでございますが、その間、皆さんのご意見をいただきまして、評価委員会、あるいは航空局との調整を行っていきたいと思っておりますので、ぜひ、忌憚のないご意見、あるいはご提案をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

(中部経済連合会)

中部経済連合会の牛田でございます。一つ教えていただきたいのですが、ご説明いただきました実施計画書の中の4ページ、実施手順が示されておまして、先ほどご説明の中にもありましたが、構想段階と施設計画段階の2回で実施することを想定しているというお話がありましたけれども、実際に、構想段階のP Iと施設計画段階のP Iで、中身として何が違ってくるのか。施設計画段階での具体的なこととはどういったことなのかをお伺いしたいと思います。

(櫻井会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

先ほどの5ページをご覧いただきたいと思いますが、提供する情報が書かれていると思いますが、構想段階については、まず必要性、それと滑走路の位置についてまずお諮りをするということになると思います。施設計画段階というのは、その下に書いてあります、施設規模、施設配置計画、周辺環境への影響の見通し、事業工程及び概算事業費、整備効果などを記載し、お諮りをするということになると思います。以上でございます。

(中部経済連合会)

ありがとうございます。そうしましたとき、それぞれの実施時期というか、2022年の何月頃から何月頃にかけて構想段階のものが実施されて、その後に施設計画段階のP Iを実施するみたいなイメージはあるのでしょうか。

(事務局)

先ほどの概要で少しお話申し上げましたけれども、他空港でも一緒にやった事例もございますので、皆さんのご意見を賜りながら、航空局ともしっかり意見を交わし、最終的に改めてお諮りすることとなります。ですので、今、この時期にということまでは想定しておりません。

(中部経済連合会)

もう一点だけお聞きしたいのですが、P Iの実施手続きというものと、環境アセスの手続きというのは、先ほど施設計画段階には周辺環境の影響への見通しという項目が入っているのですが、手続きとして影響し合うものなんでしょうか。それとも独立して、P IはP Iで進んでいく、環境アセスは環境アセスとして、手続きとしては進んでいくというものなんでしょうか。

(事務局)

手続き的には別のものと理解しております。ただ、ここで計画などをつまびらかにするわけですから、

そうしたことから、環境影響評価の方にも同じものが載ってくるという理解をしております。

(中部経済連合会)

ありがとうございました。

(櫻井会長)

ご質問いただきありがとうございました。今、お話のあった、どういう手順でやるのかとか、その内容が何だということは、しっかり協議会の中で、皆さんにご理解いただき、進めていきたいと思っておりますので、他の参加者の方も、是非、忌憚のないご意見をいただければと思っております。よろしくお願ひします。

(名古屋市)

名古屋市でございます。当然、協議会の構成として、しっかりこのP Iの推進に向けて取り組んでいきたいと思っております。周知・広報が大きなところになってくるかと思ひますけれども、4ページのところにも、P I活動を開始する二週間程度前から周知・広報という記載がございますが、当然、名古屋市としても、可能な媒体を活用してと思っておりますけれども、締め切り等がタイトだったりするものですから、できるだけ周知する内容につきまして、早い段階で情報をいただきながら、できる限りの広報をしていきたいと思っております。

(事務局)

どうもありがとうございます。我々としても、なるべく早めにスケジュールを立てまして、皆様にご協力を求めていきたいと思っております。その際には、ぜひご協力いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

(常滑市)

資料の5ページのP Iの対象とする住民・関係者等となっていて、①に周辺地域住民とあつて、そこに常滑市の個人・団体等と書いてありますけど、個人は住民の方々だと思ひのですが、団体というのはだいたいどんなところを想定してありますか。

(事務局)

団体と言ひますと、企業の方等も団体に入るかと思ひますし、漏れなく拾うという趣旨でございますので、あらゆる団体の方を対象とするものと考えております。よろしくお願ひします。

(櫻井会長)

冒頭、私も発言させていただきましたし、実施計画書の案の中にも書いてございますが、まずは、地元の自治体、経済団体、そして私どもが入りました推進調整会議で将来構想をとりまとめて、それについてパブリックコメントも実施し、いろんな意見を頂戴しているということでございます。他の空港と違ひまして、我々は前段として、滑走路増設の必要性について提案し、ご意見をいただいた経緯もあるわけございまして、それを踏まえまして、推進調整会議のメンバーでありました方々に、一言ずつご意見を頂戴できればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(愛知県)

愛知県でございます。副社長さんが言っていたとおり、地域の総意として将来構想をとりまとめまして、それを推進していくということでございますので、愛知県としても最大限協力させていただきたいと思っています。また、周知広報にあたりましては、愛知県民の皆さんに正確な情報をお伝えするという事は当然ですけれども、特に、この知多半島5市5町の市町さんは、空港に対して非常に協力的な態度で、今までずっと協力をしてきていただいておりますので、そういった市町の協力も得ながら、周知については手厚くやっていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

(三重県)

三重県でございます。いつもありがとうございます。私共としまして、一構成員としまして、今回の協議会の立ち上げとともに、しっかりと皆様と一緒に手を取り合いながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。先ほどの質問にもありましたが、構想段階と施設計画段階のスケジュールは、今未定とお聞きしておりますので、また同盟会の集まり等を通じて、動きがあれば随時教えて頂ければと。全体のスケジュールがわかるとありがたいと思っております。よろしく願います。

(櫻井会長)

オンラインで参加されています、岐阜県、そして名古屋商工会議所、よろしく願いいたします。それでは名古屋商工会議所、よろしく願います。

(名古屋商工会議所)

名古屋商工会議所の内田でございます。どうぞよろしく願いいたします。第二滑走路の整備に向けては、地元の住民の皆様、地域全体のご理解、ご協力が不可欠でございますので、この必要性、効果を丁寧に説明すべきではございますが、計画に遅延が生じることがないように、迅速に進めていく必要があると思っております。

(櫻井会長)

ありがとうございました。引き続き、岐阜県、発言をお願いいたします。

(岐阜県)

岐阜県の水野でございます。よろしく願います。先ほど、名古屋市さんからもご指摘があったのですが、岐阜県としまして、広報・周知の面でご協力をさせていただきたいと考えております。実際、県の広報誌、あるいは、テレビ番組のdボタンなど色々なチャンネルを持っていますが、広報課で広報計画を作っています、それで順次対応していますが、具体的に申しますと、広報計画が3か月先になっています。SNSみたいに弾力的に対応できるものはよいですが、広報誌に載せるとか、そういった手段を使おうとすると、かなり余裕を持ったスケジュールリングをいただく必要があるかと思っています。事務的にはまたご相談させていただきますが、そのあたりご配慮をお願いしたいと思っております。

(櫻井会長)

ありがとうございました。参加されている方、一通りご意見をいただきましたが、何か追加でご発言ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

今ご説明させていただきましたP Iの実施の方向性につきまして、ただ今いただきましたご意見と合わせまして、P I評価委員会にご報告、諮ってまいります。また、ガイドラインに沿った進め方ということ、今、内田理事からご指摘のありました、スピーディに実施するというのも大切でありますので、そのようなご意見を踏まえまして、航空局と調整をさせていただきますして、第2回協議会でご報告、そしてご審議、ご決定をお願いしたいと思っています。

本日の議事は以上でございますけれども、他に何か発言されたい方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

皆様、長時間にわたりありがとうございます。第2回協議会でございますけれども、7月頃に開催したいと思っております。本日ご審議をいただきました、P Iの実施の方向性を踏まえて、実施計画書についてご審議をいただくとともに、P Iレポート、P Iの活動の具体的な内容についてご検討いただきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

最後にご連絡でございますけれども、本日の会議の議事録については、参加者の皆様に確認をいただきました上で、弊社ホームページに掲載する予定としております。ご承知おきいただければと思います。

それでは以上をもちまして、中部国際空港P I推進協議会設立会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。